**平成２９年（フ）第２６６号**
香川県高松市伏石町2071番地19　ハイツ伏石103
債務者　岡本グレースこと　ＯＫＡＭＯＴＯ　ＧＲＡＣＥ　ＢＡＲＮＡＹＨＡ
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成２９年（フ）第２９５号**
香川県東かがわ市三本松2106番地２
債務者　幕内　勇樹
１　決定年月日時　平成30年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

**平成３０年（フ）第５９号**
長崎県西彼杵郡時津町元村郷1074番地８　長田アパート202号
債務者　益田　彩子
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

**平成３０年（フ）第１９号**
長崎県大村市松山町619番地１　スカイズＹＵＡ203
債務者　植野弥早恵（旧姓西谷）
１　決定年月日時　平成30年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

**平成３０年（フ）第４号**
大分県玖珠郡玖珠町大字森149番地
債務者　宮川　裕美
１　決定年月日時　平成30年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
大分地方裁判所日田支部

**平成２９年（フ）第１０１０号**
仙台市泉区将監２丁目３番６号　フローレンス101
債務者　宮崎　美樹（旧姓青木）
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成３０年（フ）第３２号**
宮城県亘理郡亘理町逢隈上郡字堤ノ内50番地106
債務者　真柳　理恵
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成３０年（フ）第６８号**
仙台市宮城野区宮城野１丁目８番18号
債務者　林　　千鶴
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成３０年（フ）第８３号**
仙台市宮城野区白鳥２丁目７番26号　エクセレント白鳥201
債務者　折腹きみ子（旧姓大宮）
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成３０年（フ）第２２号**
茨城県古河市久能1760番地２　エトワール201
債務者　大矢　祐二
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成３０年（フ）第２３号**
茨城県古河市久能1760番地２　エトワール201
債務者　大矢　和子
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成３０年（フ）第３１号**
茨城県結城郡八千代町大字塩本556番地５
債務者　塚原眞由美
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

**平成３０年（フ）第５０号**
山梨県北杜市長坂町中丸4423番地２、前住所神奈川県綾瀬市寺尾釜田１丁目19番２－３号
債務者　中山　　恵
１　決定年月日時　平成30年３月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成３０年（フ）第３号**
長野県上田市住吉1768番地１
債務者　滝澤　麻弥
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成３０年（フ）第１０号**
長野県千曲市大字屋代937番地１　屋代団地Ｂ101号
債務者　中島みな子
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
長野地方裁判所上田支部

**平成３０年（フ）第２０号**
大津市本堅田３丁目15番６号　ロイヤルハイツ102、前住所大津市本堅田４丁目８番20号コーポ喜多田101
債務者　金定　　恵（旧姓野口）
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
大津地方裁判所民事部